



平成 24 年 9 月 4 日

受益者の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・日本株・L&S」
証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「スパークス・日本株・L&S」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、以下の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせ致します。

記

1. 変更内容

信託期間を 10 年延長するため、以下の新旧対照表に記載した内容について、信託約款を変更します。

新	旧
<信託期間> 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 2 月 13 日までとします。 <u>② 委託者は、信託期間延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間満了前に、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u>	<信託期間> 第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 25 年 2 月 13 日までとします。

2. 変更理由

当ファンドは、ファンド設定以来、主として日本株式への投資を通じて中長期的に安定的投資元本の成長を目指して運用を行い、現在においても多くの受益者の皆様にご支持いただいております。この度、信託約款について信託期間の延長に係る所要の変更を行うことで、当ファンドを資産運用の有効的手段として継続して提供していくことが、受益者の皆様の長期的な利益に資すると判断したものであります。

3. 変更予定日および変更適用予定日

この信託約款変更は平成 24 年 10 月 12 日付で行い、平成 24 年 11 月 14 日より適用する予定です。



4. 異議申立に関する事項

当ファンドの受益者で、予定しております信託約款変更にご異議のある方は、以下の申立期間において、弊社に対して書面によりその旨をお申し出下さい。(平成24年9月3日までの取得(購入)申込受付分が対象となり、平成24年9月4日以降の取得(購入)申込受付分については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご承知おき下さい。)

申立期間中にご異議のお申し出があった受益者の受益権口数が、平成24年9月4日における受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託約款を変更します。

なお、この信託約款変更について、ご異議のない場合、何ら手続きの必要はございません。

(1) 異議申立期間：平成24年9月4日から平成24年10月5日まで

(2) 異議申立手続き：

予定しております信託約款変更に対して、ご異議がある場合は、官製はがきまたは封書等の書面に下記②の内容をご記入のうえ、平成24年10月5日必着で、下記①の宛先までご郵送下さい。

① 宛先

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番4号 天王洲ファーストタワー16階
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
業務部宛

② ご記入いただく内容

(ア) 住所

(イ) 氏名または会社名(署名または捺印)

(ウ) 電話番号(日中連絡先)

(エ) 当ファンドの名称

(オ) 販売会社および取扱店名、口座番号

(カ) 平成24年9月4日現在の受益権口数

(キ) 信託約款変更に対する旨

※個人情報の取扱いに関して

異議申立に際して、委託会社へいただいた個人情報は内容確認のため販売会社と共有されることがあります。また異議申立および買取請求に際して、委託会社、販売会社および受託会社へいただいた個人情報は、「スパークス・日本株・L&S」の信託期間延長に関して、旧投資信託及び投資法人に関する法律第30条に係る異議申立者の受益権口数の管理、および旧投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2に係る反対者の買取請求の手続のみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。



5. 買取請求に関する事項

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が平成24年9月4日現在における受益権の総口数の2分の1を超えず、信託約款の変更が決定された場合は、異議申立てされた受益者は、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって、買い取るべき旨を請求することができます。（この買取請求は、異議申立ての受益者が、改正前の投信法第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。）

(1) 買取請求期間： 平成24年10月15日から平成24年11月5日まで

弊社より異議申立てされた受益者に対し別途「買取請求のご案内」をお送りします。

(2) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、受託会社で必要書類を受理した日に適用される下表の換金申込指定日の基準価額から信託財産留保額（信託財産留保額は換金申込指定日の基準価額の0.3%となります。）を控除した価額とさせていただきます。なお、買取代金は換金申込指定日から起算して、原則として、5営業日目からお支払いを開始します。

(3) 買取請求手続き：

- ① 買取請求必要書類の記入
- ② 販売会社の取引店への買取請求必要書類の提出
- ③ 販売会社から委託会社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑤ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金の支払い

(4) 買取請求に係る注意事項等

通常の解約請求と異なり、買取代金のお支払いの際に、振込手数料と買取計算書の郵送費用（配達記録）を差引かせていただきます。また買取請求につきましては、受益者様ご自身での確定申告が必要となります。

なお、異議申立期間中あるいは買取請求の受付期間中であっても、また、異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通り、解約のお申込を受付いたします。

また、買取代金の支払いには、通常の解約請求（一部解約）よりも日数を要する可能性があり、また買取請求を行った受益権については、解約のお申込を行うことが出来なくなりますのでご留意下さい。

以上

本件に関するお問い合わせ先

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

投信マーケティングチーム

電話：03-6711-9200(代表)

受付時間：営業日の9時～17時

